

令和6年度第1回医療政策研修会	資料
令和6年10月10日	6

## 郵便局におけるオンライン診療について

厚生労働省 医政局地域医療計画課  
医師確保等地域医療対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 「へき地の郵便局でのオンライン診療」に関する実証事業の実施結果について

## お願いしたいこと

先日、総務省において、令和5年度「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」における「へき地の郵便局でのオンライン診療」に関する実証事業が行われ、へき地医療を補完する方策の一つとして、郵便局におけるオンライン診療の有用性が示唆された旨の報告書が取りまとめられました。

同報告書によれば、患者の移動負担の軽減等に加え、郵便局社員がオンライン診療のサポートを行うことで住民の医療に対するアクセスの改善に寄与する等、へき地を含む地域医療を補完する一方策として、郵便局におけるオンライン診療の有用性が示されたところです。

厚生労働省としても、医療資源の乏しいへき地においては、医療人材を効率的に活用する等の観点から、オンライン診療を含む遠隔医療が有用であると考えており、第8次医療計画の策定指針である「へき地の医療体制構築に係る指針」（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）別紙）において、へき地医療拠点病院の主要な業務である巡回診療及び代診医派遣に係るオンライン診療の活用について示しております。

当該実証事業の概要も参考にしていただくとともに、地域医師会や薬剤師会等の医療関係団体と連携し、関係機関との調整を行った上で、オンライン診療の積極的な活用をお願いいたします。

なお、へき地医療拠点病院が行うオンライン診療を活用した巡回診療又は代診医派遣を行う場合は、当該診療に使用するブースの設置等の初期投資費用等について、医療施設運営費等補助金の「へき地医療拠点病院運営事業」の基準額の範囲内で、**対象経費として計上が可能**であるため、業務の効率化の観点からも、必要に応じ積極的に活用いただきますようお願いいたします。

# (令和5年度実証)石川県七尾市における郵便局におけるオンライン診療の実証

へき地等における医療資源の不足、医療アクセスの低下  
⇒無医地区の郵便局においてオンライン診療が実施できる環境を整備

## 課題・現状

- ・へき地等※においては、人口減少等に伴い、医療機関の廃止や巡回診療の休止など、医療資源が限られ、受診機会が十分に確保できない事態が生じている地域もある。  
※交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち医療の確保が困難であって無医地区及び無医地区に準じる地区の要件に該当する地域。
- ・高齢者においては、スマートフォンなどの操作に不慣れで、オンライン診療に抵抗を感じている方もいる。

## 実証事業の内容

- ・七尾市内の郵便局(南大呑局)にオンライン診療が実施できる環境(オンライン診療ブース・機器)を整備。
- ・へき地等における交通弱者や定期通院に課題が生じている方※を対象にオンライン診療を実施。  
※:協力医療機関に通う慢性疾患患者のうち医学的観点でオンライン診療が実施可能と判断した患者
- ・「Doctor-patient」の形態でオンライン診療を実施。希望者にはオンライン服薬指導も実施。

実証期間:令和5年11月~令和6年2月



郵便局内に設置したブース

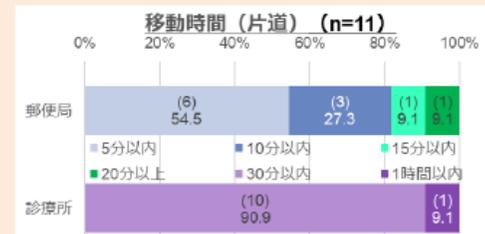


郵便局社員によるサポート

## オンライン診療における郵便局社員のサポート内容、料金徴収や費用負担のあり方を検証

### 成果・今後の方向性

- 患者にとっては、通院する場合よりも、移動の時間や交通費の負担が大幅に軽減。
- 関係者間で事前調整を行ったことで、郵便局での支払手続や処方薬剤の郵送も可能となった。
- 郵便局社員のサポートがあることで、スマートフォンなどの操作に不慣れで、オンライン診療に抵抗を感じている高齢者でも、オンライン診療への心理面・実務面のハードルが低下した患者がほとんど。



- 関係者の役割分担や費用負担等、運用面で様々な知見が得られ、へき地医療を補完する一方策としての有用性への期待も示された。
- 実運用・横展開にあたっては、国や自治体等による支援(補助)など、医療・福祉サービスの観点からの支援の活用を検討するほか、オンライン診療に関心を有する企業とのマッチングにより費用分担の可能性を探ることが重要。

# 郵便局でのオンライン診療にかかる補助金の活用について

## へき地医療拠点病院運営事業

### 1 事業内容

へき地医療拠点病院運営事業は、へき地診療所への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

医療活動費の対象経費として、備品費や借料・損料等も計上が可能であり、郵便局のブースにかかる初期投資費用等についても、当該補助金が活用可能。

### 2 体制図の例

